

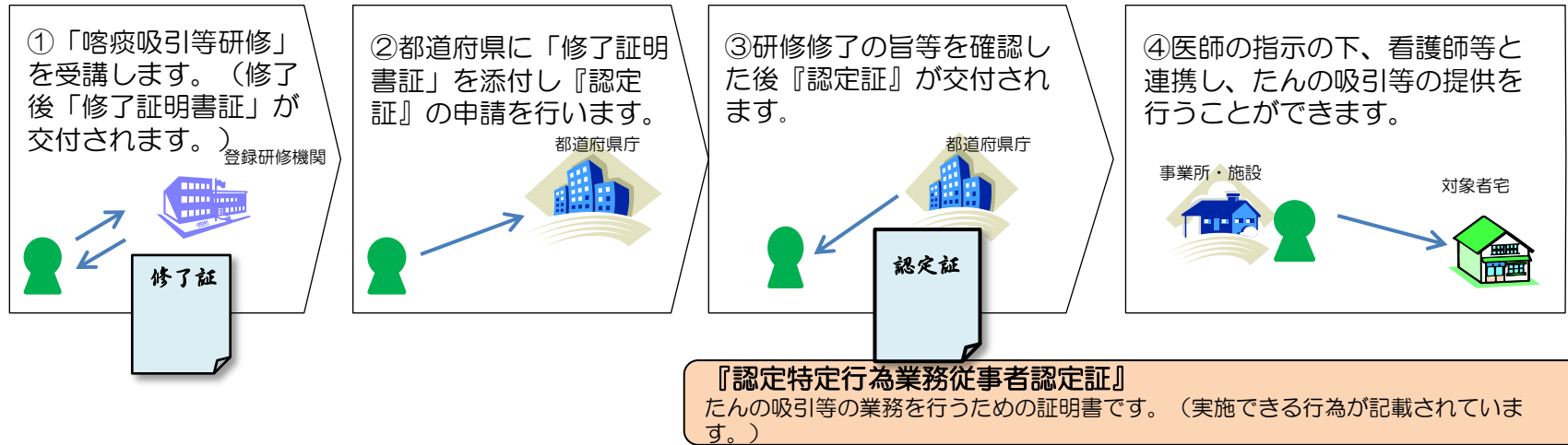
(参考) 喀痰吸引等の実施に至るまで～介護福祉士／介護職員の比較～

	H23	H24	H25	H26	H27	H28～
<p>『介護福祉士』が 『喀痰吸引等』の実施に至るまで</p> <p>①H24年度以降、養成課程において、知識・技術を修得。 ②卒業後、国家試験を受験(H27年度～) ③合格後、事業者等に就業ののち、実施可能(注)。 (注)実地研修を受けていない行為はできない。 (登録事業者の登録基準において実地研修を修了した行為に限り 喀痰吸引等を行わせることができる旨規定。)</p>	4年制	①→②				③
		3年制	①→②			
			2年制	①→②		
				1年制	①→②	
<p>『認定特定行為業務従事者』が、 『特定行為』の実施に至るまで</p> <p>①H24年度以降、『喀痰吸引等研修』を受講 ②各都道府県への申請を行い、『認定特定行為業務従事者』 として『認定証』を交付ののち、 ③事業者(『登録特定行為事業者』)の業として、実施可能。</p>	※	①→②→③				

※ 事業者、研修機関の登録事務及び経過措置対象者(違法性阻却による喀痰吸引等提供者)の認定手続については、施行日前より実施可。

(参考) 喀痰吸引等の実施に至るまで ※施行準備用パンフレットより抜粋

現在、介護職員等として、事業者や施設に就業している場合



現在、既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている場合 ※通知（実質的違法性阻却通知等）の範囲に限られる。

